

第 41 号議案

豊後大野市介護保険条例の一部改正について

豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 5 月 21 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例

豊後大野市介護保険条例（平成 17 年豊後大野市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「所得の少ない」を「前項第 1 号に掲げる」に、「前項第 1 号に該当する者の平成 30 年度」を「平成 31 年度」に、「33,750 円」を「28,125 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「28,125 円」とあるのは、「46,875 円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「28,125 円」とあるのは、「54,375 円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の豊後大野市介護保険条例第 4 条の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料率から適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。